会計処理の誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 公益財団法人 大阪府都市整備推進センター | 会計規程において、会計は、法令、定款及びこの規程の定めによるほか、公益法人会計基準等の一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して処理する旨を定めている。リース債務のうち貸借対照表日の翌日から起算して支払期限が１年内に到来するものは、公益法人会計基準等に準拠すれば流動負債に計上すべきであるにもかかわらず、平成25年度決算において、固定負債に計上されていた。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 現状 | あるべき計上額 |
| 流動負債 | － | 8,934,576円 |
| 固定負債 | 10,757,481円 | 1,822,905円 |

 | 【是正を求めるもの】公益法人会計基準等に準拠して、支払期限が１年内に到来するリース債務については流動負債に計上されたい。【会計規程】第３条　センターの会計は、法令、定款及びこの規程の定めによるほか、公益法人会計基準（平成20年４月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会）等の一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して処理されなければならない。【公益法人会計基準（平成21年改正）】第２　貸借対照表２　貸借対照表の区分　　貸借対照表は、資産の部、負債の部及び正味財産の部に分かち、更に資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に、正味財産の部を指定正味財産及び一般正味財産に区分しなければならない。なお、正味財産の部には、指定正味財産及び一般正味財産のそれぞれについて、基本財産への充当額及び特定資産への充当額を内書きとして記載するものとする。 | 平成26年度決算において、１年以内に納入期日が到来する810,180円について流動負債に計上した。　今後も一層、公益法人会計基準、会計規程等に準拠した、適正な会計処理を行うように努める。 |